

公認労務士法

[施行 2018. 10. 16]

[法律第 15847 号、2018. 10. 16、一部改正]

雇用労働部（勤労基準政策課）044-202-7530

HP－法令 37

（目的）

第 1 条 この法律は、公認労務士制度を確立し、労働関係業務の円滑な運営を試み、事業又は事業場の自律的な労務管理を図ることにより、勤労者の福祉増進及び企業の健全な発展に資することを目的とする。 [条文改正 2007. 8. 3]

（職務の範囲）

第 2 条

（1）公認労務士は、次の各号の職務を遂行する。

1. 労働関係法令により関係機関に対して行う申告・申請・報告・陳述・請求（異議申請・審査請求及び審判請求を含む。）及び権利救済等の代行又は代理
2. 労働関係法令によるすべての書類の作成及び確認
3. 労働関係法令及び労務管理に関する相談・指導
4. 「勤労基準法」を適用される事業又は事業場に対する労務管理診断
5. 「労働組合及び労働関係調整法」第 52 条に定める私的調整及び仲裁

（2）前項第 4 号で「労務管理診断」とは、事業又は事業場の労使当事者の一方又は両方の依頼を受けて、その事業又は事業場の要員・労務管理・労使関係等に関する事項を分析・診断し、その結果に関して合理的な改善方案を提示する一連の行為をいう。

（3）第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定された労働関係法令の範囲及び同項第 4 号の労務管理診断の施行に必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2007. 8. 3]

（資格）

第 3 条 次条による公認労務士資格試験に合格した者は、公認労務士資格を有する。

[条文改正 2007. 8. 3]

（公認労務士資格試験）

第 3 条の 2

（1）公認労務士資格試験は、雇用労働部長官が実施するものとし、第 1 次試験・第 2 次試験及び第 3 次試験に区分して実施する。 (改正 2010. 6. 4)

- (2) 公認労務士資格試験の最終合格発表日を基準として第4条の欠格事由に該当する者は、公認労務士資格試験を受験できない。(新設 2010. 5. 25)
- (3) 雇用労働部長官は、前項により公認労務士資格試験を受験できないにもかかわらず公認労務士資格試験を受験して最終合格した者に関しては、合格決定を取り消さなければならない。(新設 2010. 5. 25、2010. 6. 4)
- (4) 第1項による公認労務士資格試験の受験資格、試験科目、試験方法、資格証交付、その他の試験に必要な事項は、大統領令で定める。(改正 2010. 5. 25)
- (5) 公認労務士資格試験を受験しようとする者は、実費の範囲内で大統領令で定める手数料を納付しなければならない。この場合において、手数料の納付方法、返還等に関して必要な事項は、大統領令で定める。(新設 2016. 1. 27)
- [条文改正 2007. 8. 3]

(試験の一部免除)

第3条の3

- (1) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、公認労務士資格試験の第1次試験科目全部及び第2次試験科目のうちその科目数の2分の1を超えない範囲内において大統領令で定める一部の科目を免除する。
1. 労働行政に従事した経歴が合わせて10年以上で、そのうち5級以上公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員として在職した経歴が5年以上である者
 2. 労働行政に従事した経歴が合わせて15年以上で、そのうち6級以上公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員として在職した経歴が8年以上である者
- (2) 大統領令で定める労働関係業務に10年以上従事した者は、第1次試験科目のうち大統領令で定める一部の科目を免除する。
- (3) 第1項各号による労働行政に従事した公務員の範囲は、大統領令で定める。
- (4) 第1次試験に合格した者は、次の回の試験に限って第1次試験を免除し、第2次試験に合格した者は、次の回の試験に限って第1次試験及び第2次試験を免除する。
- [条文改正 2007. 8. 3]

(公認労務士資格審議委員会)

第3条の4

- (1) 公認労務士資格取得に関連した次の各号の事項を審議するために、雇用労働部に公認労務士資格審議委員会を置くことができる。(改正 2010. 6. 4)
1. 公認労務士資格試験科目の調整等試験に関する事項
 2. 試験の一部免除対象者の要件に関する事項
 3. その他の公認労務士資格取得に関連した事項

4. 試験選抜人員の決定

(2) 公認労務士資格審議委員会の構成及び運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2007. 8. 3]

(試験不正行為者に対する措置)

第3条の5 雇用労働部長官は、公認労務士資格試験において不正な行為をした受験者に関しては、その試験を停止し、若しくは無効にし、又は合格決定を取り消し、その試験を停止し、若しくは無効にした日又は合格決定を取り消した日から5年間、試験受験資格を停止する。

(改正 2010. 6. 4)

[本条新設 2007. 8. 3]

(欠格事由)

第4条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、公認労務士になれない。 (改正 2016. 1. 27)

1. 未成年者
2. 被成年後見人又は被限定後見人
3. 破産宣告を受けた者であって復権していない者
4. 公務員として懲戒処分により罷免された者であって3年が過ぎていない者
5. 禁錮以上の実刑を宣告され、その執行が終了し、又は執行を受けないことが確定した後3年が過ぎていない者
6. 刑の執行猶予を宣告され、その期間が終了し日から2年が過ぎていない者
7. 禁固以上の刑の宣告猶予期間中にある者

[条文改正 2007. 8. 3]

(登録)

第5条

(1) 公認労務士資格がある者が第2条による職務を開始しようとする場合は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官に登録しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

(2) 雇用労働部長官は、前項により登録を申請した者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、登録を拒否しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

1. 前条の欠格事由に該当する者
2. 次条第1項による研修教育を受けていない者
3. 第19条第1項第1号により登録が取り消しになった日から3年が過ぎていない者
4. 第20条により登録が取り消しになった日から3年が過ぎていない者

(3) 雇用労働部長官は、前項により登録を拒否したときは、直ちにその理由を明らかにして申請人に通知しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2010. 5. 25]

(公認労務士の教育)

第 5 条の 2

- (1) 公認労務士資格がある者（第 3 条の 3 第 1 項各号及び第 2 項に該当する者は除く。）が職務を開始するには、前条による登録をする前 1 年の範囲内で、大統領令で定める期間の研修教育を受けなければならない。
- (2) 前条第 1 項により登録をした公認労務士（以下「開業労務士」という。）は、開業労務士の専門性及び倫理意識を高めるための内容により構成されている補修教育（以下「補修教育」という。）を毎年 8 時間の範囲内で大統領令で定める時間（この場合、公認労務士として必要な職業倫理意識に関する教育が 1 時間以上含まなければならない。）受けなければならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、この限りでない。

(改正 2016. 1. 27)

1. 疾病等により正常な公認労務士業務を遂行することができない場合
 2. 休業等で補修教育を受けることはできない正当な理由がある場合
 3. 高齢により補修教育を受けるのに適当でない場合として第 24 条による公認労務士会が定める場合
- (3) 雇用労働部長官は、大統領令で定める施設・人材及び教育実績等の基準に適合した機関及び団体を、補修教育を実施する機関（以下「指定教育機関」という。）に指定することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (4) 雇用労働部長官は、指定教育機関が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。ただし、第 1 号の場合は、その指定を取り消さなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
1. 偽り又は不正な方法により指定を受けた場合
 2. 補修教育を履修しない者を履修したものと処理した場合
 3. 前項による基準に達しない場合
- (5) 第 1 項及び第 2 項による教育の内容は、大統領令で定め、教育の方法・手続き及びその他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)

[本条新設 2010. 5. 25]

(事務所の設置制限)

第 6 条 開業労務士は、1 個の事務所のみを設置・運営することができる。

[条文改正 2010. 5. 25]

(合同事務所)

第7条

- (1) 開業労務士は、職務を効率的に遂行して公信力を高めるために、開業労務士2人以上で構成される合同事務所を設置することができる。
- (2) 削除 (2016. 1. 27)
- (3) 合同事務所に関してこの法律に規定がない事項は、「民法」中組合に関する規定を準用する。
- [条文改正 2007. 8. 3]

(労務法人)

第7条の2 開業労務士は、その職務を組織的・専門的に遂行するために、法人を設立することができる。

[条文改正 2007. 8. 3]

(労務法人の社員等)

第7条の3

- (1) 労務法人の社員は、2人以上の開業労務士で構成する。
- (2) 第20条により職務停止処分を受けてその期間中にある者は、労務法人の社員になれない。
- (改正 2010. 5. 25)
- (3) 労務法人は、社員でない公認労務士（以下「所属公認労務士」という。）を雇用することができる。
- (新設 2010. 5. 25)
- [条文改正 2007. 8. 3]
- [題名改正 2010. 5. 25]

(労務法人の設立手続き等)

第7条の4

- (1) 労務法人を設立するには、社員になる公認労務士が定款を作成し、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官の認可を受けなければならない。定款を変更するときも、また同じ。
- (改正 2010. 6. 4)
- (2) 定款には、次の各号の事項を記載しなければならない。
- (改正 2010. 5. 25)
1. 目的
 2. 名称
 3. 主たる事務所及び従たる事務所の所在地
 4. 社員の姓名及び住所
 5. 社員の出資に関する事項
 6. 存立時期又は解散理由を定めた場合は、その時期又は理由
 7. その他の大統領令で定める事項
- (3) 労務法人は、大統領令で定めるところにより、登記しなければならない。

(4) 労務法人は、その主たる事務所で設立登記をすることにより成立する。

[条文改正 2007. 8. 3]

(労務法人の解散)

第7条の5

(1) 労務法人は、次の各号のいずれか一つに該当する理由により解散する。

1. 定款で定めた解散理由の発生
2. 社員総会の決議
3. 合併
4. 破産
5. 設立認可の取消

(2) 労務法人が解散したときは、清算人は直ちにその理由を雇用労働部長官に申告しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2007. 8. 3]

(労務法人の認可取消等)

第7条の6 雇用労働部長官は、労務法人が次の各号のいずれか一つに該当したときは、その設立認可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて業務の停止を命じることができる。ただし、第1号から第3号までの規定に該当する場合は、その認可を取り消さなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

1. 第7条の3第1項による社員の数に達し得ない日から3カ月以内に社員を補充しなかった場合
2. 業務停止命令に違反して、業務を遂行した場合
3. 偽り又はその他の不正な方法により第7条の4の認可を受けた場合
4. 次条第3項に違反して、事務所を設置・運営した場合
5. 第7条の10第2項により準用する第11条第4項に違反して、職務補助員を雇用した場合
6. 労務法人の社員又は所属公認労務士が第13条に違反した場合
7. 労務法人が、開業労務士又は開業労務士であった者（開業労務士又は開業労務士であった者の職務補助員又は職務補助員であった者を含む。）に正当な理由なく職務上知り得た事実を漏洩させて利益を得た場合
8. 第18条第1項による報告・資料提出等の命令に従わず、又は検査若しくは質問を拒否・妨害し、若しくは忌避した場合

[条文改正 2010. 5. 25]

(労務法人の事務所)

第7条の7

- (1) 労務法人は、主たる事務所の他に分事務所〔従たる事務所〕を置くことができる。この場合は、分事務所には労務法人の分事務所である旨を表示しなければならない。
- (2) 労務法人の社員及び所属公認労務士は、その労務法人のほかに別に事務所を置くことはできない。
- (3) 労務法人の主たる事務所と分事務所には、それぞれ1人以上の公認労務士である社員が常勤しなければならない。

(本条新設 2010. 5. 25)

[従来第7条の7は第7条の10に移動 (2010. 5. 25)]

(労務法人の業務執行方法)

第7条の8

- (1) 労務法人は、法人名義により業務を遂行しなければならない、担当した業務ごとにその業務を担当する公認労務士（以下「担当公認労務士」という。）を指定しなければならない。ただし、所属公認労務士を担当公認労務士に指定する場合は、その労務法人の社員と共同で指定しなければならない。
- (2) 労務法人が業務を遂行するときに担当公認労務士を指定しない場合は、労務法人の社員全員を担当公認労務士に指定したものとみなす。
- (3) 担当公認労務士は、指定された業務を遂行するときは、その労務法人を代表する。
- (4) 労務法人がその業務に関して作成する書面には、法人名義を表示し、担当公認労務士が記名捺印し、又は署名しなければならない。

[本条新設 2010. 5. 25]

(競業の禁止)

第7条の9

- (1) 労務法人の社員又は所属公認労務士は、自己又は第三者のために、その労務法人の業務範囲に属する業務を遂行し、又は他の労務法人の社員若しくは所属公認労務士となってはならない。
- (2) 労務法人の社員又は所属公認労務士であった者は、その労務法人に所属した期間中にその労務法人の担当公認労務士として遂行し、又は実行を承諾した業務に関しては、退職後公認労務士の業務を遂行することはできない。ただし、その労務法人の同意がある場合は、この限りでない。

[本条新設 2010. 5. 25]

(準用規定)

第7条の10

- (1) 労務法人に関してこの法律に規定がない事項は、「商法」中合名会社に関する規定を準用する。
- (2) 労務法人に関しては、その性質に外れない限り、第11条、第12条、第12条の3、第12条の4、第13条、第14条、第17条、第20条の3及び第26条の2を準用する。

(改正 2010. 5. 25)

[条文改正 2007. 8. 3]

[第7条の7で移動 (2010. 5. 25)]

(事務所の名称等)

第8条

- (1) 削除 (1999. 2. 8)
- (2) 削除 (1999. 2. 8)
- (3) この法律による公認労務士ではない者は、公認労務士・公認労務士事務所・公認労務士合同事務所・労務法人又はこれと類似した名称を使用してはならない。 (改正 2007. 8. 3)
- (4) この法律による公認労務士合同事務所又労務法人ではない者は、公認労務士合同事務所・労務法人又はこれと類似した名称を使用してはならない。 (改正 2007. 8. 3)

[題名改正 2007. 8. 3]

(廃業)

第9条 開業労務士が廃業するには、雇用労働部長官に申告しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2007. 8. 3]

第10条 削除 (1999. 2. 5)

(職務補助員)

第11条

- (1) 開業労務士は、その職務を助ける補助員を置くことができる。
- (2) 職務補助員の職務上の行為は、その者を雇用した開業労務士の行為とみなす。
- (3) 第4条各号のいずれか一つに該当する者は、職務補助員になれない。ただし、同条第3号による破産宣告を受けた者であって復権していない者は、この限りでない。

(改正 2007. 12. 21)

- (4) 開業労務士は、前項に該当する者を職務補助員として置くことはできない。

(新設 2007. 12. 21)

[条文改正 2007. 8. 3]

(品位維持及び誠実義務等)

第 12 条

- (1) 開業労務士は、常に品位を維持して信義と誠実で公正に職務を遂行しなければならないが、その職務を公正に遂行することができない場合は、第 2 条で定めた職務を行ってはならない。
- (2) 開業労務士は、第 2 条第 1 項によりその作成し、又は確認した書類に記名し、又は捺印しなければならない。
- (3) 削除 (2010. 5. 25)

[条文改正 2007. 8. 3]

第 12 条の 2 削除 (1999. 2. 8)

(関係帳簿等の閲覧申請)

第 12 条の 3 開業労務士が第 2 条の職務を遂行するに当たって必要であるときは、関係機関又は関係者に対して関係帳簿及び書類の閲覧を申し込むことができる。この場合において、その申請が第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号による職務の実行のためであるときは、閲覧の申請を受けた関係機関は、正当な理由なく拒否してはならない。

[条文改正 2007. 8. 3]

(損害賠償の責任の保障)

第 12 条の 4 開業労務士は、その職務を遂行する上において故意又は過失により依頼人に損害を負わせた場合に、その損害に対する賠償責任を保障するために、大統領令で定めるところにより、保証保険に加入しなければならない。

[条文改正 2007. 8. 3]

(禁止行為)

第 13 条 開業労務士及びその職務補助員は、次の各号の行為をしてはならない。

1. 偽り又はその他の不正な方法により依頼人に労働関係法令による保険金等財産上の利益を得させ、又は保険料納付その他の金銭上の義務を履行させなくする行為
2. 依頼人に労働関係法令による申告・報告その他の義務を履行させなくする行為
3. 法令に違反する行為に関する指導・相談その他のこれと類似した行為
4. 事件の斡旋を業にする者を利用し、又はその他の不当な方法により事件の依頼を誘致する行為

[条文改正 2007. 8. 3]

(秘密厳守)

第 14 条 開業労務士又は開業労務士であった者(開業労務士又は開業労務士であった者の職務補助

員又は職務補助員であつた者を含む。)は、正当な理由なく職務上知り得た事実を他人に漏洩してはならない。 [条文改正 2007. 8. 3]

第 15 条 削除 (1999. 2. 8)

第 16 条 削除 (1999. 2. 8)

(帳簿の備置〔備え付け〕等)

第 17 条

- (1) 開業労務士は、その事務所に職務に関する帳簿を作成し、備えておかなければならず、その帳簿を 3 年間保存しなければならない。この場合において、その帳簿は、「電子取引基本法」第 2 条第 1 号による電子文書により作成・管理及び保存することができる。(改正 2010. 5. 25)
- (2) 前項により備えておかなければならない帳簿の種類・様式その他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2007. 8. 3]

(監督上の命令等)

第 18 条

- (1) 雇用労働部長官は、開業労務士又労務法人がこの法律又はこの法律による命令の違反の有無を確認するために必要であるときは、その業務に関する事項を報告させ、又は資料の提出その他の必要な命令ができ、所属公務員にその事務所に立ち入り、帳簿・書類等进行检查し、又は質問させることができる。(改正 2010. 5. 25、2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、前項により立ち入り・監査等を行う場合は、開業労務士又は労務法人にこれを行う 7 日前までに、日時、内容等必要な事項を通知しなければならない。ただし、緊急の場合又はあらかじめ知らせたときはその目的を達成できないと認められる場合は、この限りでない。(新設 2010. 5. 25、2010. 6. 4)
- (3) 第 1 項により立ち入り・監査等を行う公務員は、その権限を示す証票を携行し、これを関係者に示さなければならない。(改正 2010. 5. 25)
- (4) 労働部長官は、第 24 条による公認労務士会に第 1 項による業務検査を行わせることができる。この場合は、公認労務士会は、その結果を労働部長官に報告しなければならない。

(改正 2010. 5. 25)

[条文改正 2007. 8. 3]

(登録の取消等)

第 19 条

- (1) 雇用労働部長官は、開業労務士が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、登録を取り消さなければならない。(改正 2010. 6. 4)
1. 第 4 条による欠格事由に該当することとなった場合
 2. 第 9 条により廃業申告をした場合
 3. 削除 (2010. 5. 25)
 4. 死亡した場合
- (2) 雇用労働部長官は、前項により登録を取り消したときは、直ちにその理由を明らかにして登録が取り消しになった者に通知しなければならない。(新設 2010. 5. 25、2010. 6. 4)
- (3) 第 1 項により登録が取り消しになった者は、登録証を返却しなければならない。(改正 2010. 5. 25)
- [条文改正 2007. 8. 3]

(懲戒)

第 20 条

- (1) 雇用労働部長官は、開業労務士が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、公認労務士懲戒委員会の懲戒決議により懲戒処分を行う。(改正 2010. 5. 25、2010. 6. 4)
1. 第 6 条に違反して 2 個以上の事務所を設置・運営した場合
 2. 第 7 条の 3 第 2 項に違反して、労務法人の社員になった場合
 3. 第 7 条の 9 による競業の禁止に違反した場合
 4. 第 11 条第 4 項に違反して、職務補助員を置いた場合
 5. 第 12 条による品位維持及び誠実義務等に違反した場合
 6. 第 13 条各号に該当する禁止行為をした場合
 7. 第 14 条による秘密厳守義務に違反した場合
 8. 第 18 条第 1 項による報告・資料提出等の命令に従わず、又は検査若しくは質問を拒否・妨害又若しくは忌避した場合
 9. 第 20 条の 3 による資格貸与行為等の禁止義務に違反した場合
 10. 労務法人・合同事務所を設立・運営するために他の者の資格証を借りた場合
 11. 第 2 条による業務を遂行する上で故意・重大な過失により、依頼人に不正に労働関係法令による保険金等財産上の利益を得させ、又は保険料納付その他の金銭上の義務を履行させなくした場合
 12. 第 3 項第 2 号による職務停止処分に違反して、職務を遂行した場合
- (2) 開業労務士が前項各号の違反行為を行い、廃業申告をしたときであっても、公認労務士懲戒委員会の決議により、次項による懲戒処分を行う。(改正 2010. 5. 25)
- (3) 開業労務士及び前項により廃業申告をした公認労務士（以下「開業労務士等」という。この条において同じ。）に対する懲戒の種類は、次の各号のとおりとする。(改正 2010. 5. 25)

1. 登録の取消し
 2. 3年以下の職務停止
 3. 1千万ウォン以下の過怠金
 4. 譴責
- (4) 第24条による公認労務士会は、開業労務士等が第1項各号のいずれか一つに該当する懲戒理由があると認めるときは、雇用労働部長官にその開業労務士等の懲戒決議を要請しなければならない。 (改正 2010. 5. 25、2010. 6. 4)
- (5) 第1項又は第2項による懲戒決議は、雇用労働部長官の要求により行うものとし、第1項各号のいずれか一つに該当する理由が発生した日から3年が経過したときは、懲戒決議を要求できない。 (改正 2010. 5. 25、2010. 6. 4)
- (6) 雇用労働部長官は、開業労務士等が第3項第3号による過怠金を納付期限までに納付しななければ、国税滞納処分の例により徴収することができる。 (改正 2010. 5. 25、2010. 6. 4)
- (7) 懲戒決議の通知、その他の必要な事項は、大統領令で定める。 (改正 2010. 5. 25)
- [条文改正 2007. 8. 3]

(公認労務士懲戒委員会)

第20条の2

- (1) 公認労務士に対する懲戒を審議・決議するために、雇用労働部に公認労務士懲戒委員会を置く。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 公認労務士懲戒委員会の構成、運営及びその他の必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2010. 5. 25]

[従来第20条の2は第20条の3に移動 (2010. 5. 25)]

(資格貸与行為等の禁止)

第20条の3 公認労務士は、他の者に自らの姓名又は事務所の名称を使用して公認労務士の職務を遂行させ、又はその資格証又は登録証を貸与等してはならない。 [条文改正 2007. 8. 3]

[第20条の2で移動 (2010. 5. 25)]

第21条 削除 (1997. 12. 24)

(聴聞)

第22条 雇用労働部長官は、次の各号のいずれか一つに該当する処分等を行おうとする場合は、聴聞をしなければならない。 (改正 2010. 5. 25、2010. 6. 4)

1. 第7条の6による設立認可の取消し等
2. 第20条第1項及び第2項による公認労務士懲戒委員会の決議

[条文改正 2007. 8. 3]

第 23 条 削除 (1999. 2. 8)

(公認労務士会の設立等)

第 24 条

- (1) 公認労務士の資質向上及び品位維持、公認労務士制度の改善並びに業務の効率的な遂行のために、韓国公認労務士会（以下「公認労務士会」という。）を置く。
- (2) 前項により公認労務士会を設立するには、その会則を定めて雇用労働部長官の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、また同じ。

(改正 2010. 6. 4)
- (3) 前項の会則に記載しなければならない主な事項は、大統領令で定める。
- (4) 公認労務士会は、法人とする。
- (5) 公認労務士会に関してこの法律に規定されていない事項は、「民法」中社団法人に関する規定を準用する。

[条文改正 2007. 8. 3]

(公認労務士会への加入及び公益活動)

第 24 条の 2

- (1) 開業労務士は、公認労務士会に加入しなければならない。
- (2) 公認労務士会は、脆弱階層の支援等公益活動に積極的に参加しなければならない。

[本条新設 2007. 8. 3]

(指導・監督等)

第 25 条

- (1) 雇用労働部長官は、公認労務士会に対して監督上必要である場合は、その業務に関する事項を報告させ、又は資料の提出その他の必要な命令ができ、所属公務員にその事務所に立ち入り、帳簿・書類等进行检查し、又は質問させることができる。

(改正 2010. 6. 4)
- (2) 前項による公務員に関しては、第 18 条第 3 項を準用する。

(改正 2010. 5. 25)

[条文改正 2007. 8. 3]

(業務委託)

第 26 条

- (1) 雇用労働部長官は、次の各号の業務を公認労務士会に委託することができる。

(改正 2010. 5. 25、2010. 6. 4)

1. 公認労務士の研修教育
 2. 勤労者及び使用者を対象とした労務管理の合理化に関する指導及び教育業務
 - 2の2. 公認労務士の登録及び廃業に関する業務
 3. その他の雇用労働部長官がこの法律の施行に必要であると認めて指定する業務
- (2) 雇用労働部長官は、第3条の2第1項による公認労務士資格試験の管理に関する業務を「韓国産業人材公団法」による韓国産業人材公団に委託することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 雇用労働部長官が前2項により公認労務士会又は韓国産業人材公団に業務を委託した場合は、予算の範囲内で必要な経費を補助することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- [条文改正 2007. 8. 3]

(脆弱階層の支援等)

第26条の2

- (1) 国家及び公共機関は、社会脆弱階層のために、公認労務士に労働関係法令に関連した事件に関して支援させることができる。
 - (2) 前項により国家及び公共機関が公認労務士に社会脆弱階層を支援させる場合は、その方法及び手続き、脆弱階層の範囲、公認労務士の報酬等に関する事項に関しては、他の法律で定めるところによる。
 - (3) 雇用労働部長官は、公認労務士が第1項により社会脆弱階層を支援した場合は、雇用労働部令で定めるところにより、一定時間の補修教育を受けたものと認めることができる。
- (新設 2010. 5. 25、2010. 6. 4)
- [条文改正 2007. 8. 3]

(業務の制限)

- 第27条 公認労務士ではない者は、第2条第1項第1号・第2号又は第4号の職務を業務として行ってはならない。ただし、他の法令で定められている場合は、この限りでない。
- [条文改正 2007. 8. 3]

(規制の再検討)

- 第27条の2 雇用労働部長官は、第3条の3の試験の一部免除基準及び第12条の4の損害賠償の責任保証保険加入制度に関して、2010年12月31日から毎5年ごとにその妥当性を検討して廃止、緩和又は、維持等の措置を講じなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- [本条新設 2010. 5. 25]

(罰則)

第28条

(1) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、3年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。
(改正 2010. 5. 25)

1. 第14条による秘密厳守義務に違反した者
2. 第27条による業務制限事項に違反した者

(2) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。
(改正 2010. 5. 25)

1. 公認労務士として第5条第1項による登録をせず、公認労務士業務を遂行した者
2. 第13条第1号、第2号又は第4号に該当する禁止行為をした者
3. 第20条の3による資格貸与行為等の禁止義務を違反した者及びその相手方
4. 第8条第3項・第4項による類似名称使用禁止義務に違反した者

(3) 削除 (2010. 5. 25)

[条文改正 2007. 8. 3]

第29条 労務法人の社員である開業労務士、所属公認労務士又は開業労務士の職務補助員が、その労務法人又は開業労務士の業務に関して第28条の違反行為を行ったときは、その行為者を罰するほか、その労務法人又は開業労務士にも当該条文の罰金刑を科する。ただし、労務法人又は開業労務士が、その違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意及び監督を怠らなかつた場合は、この限りでない。
(改正 2010. 5. 25)

[条文改正 2008. 12. 26]

(過怠金)

第30条

(1) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、200万ウォン以下の過怠金を賦課する。

(改正 2010. 5. 25)

1. 第5条の2第2項による補修教育を受けなかつた者
2. 第9条による廃業申告義務に違反した者
- 2の2. 第12条の4(第7条の10第2項において準用する場合を含む。)による保証保険に加入しなかつた者
3. 第17条第1項(第7条の10第2項において準用する場合を含む。)による職務に関する帳簿の作成・管理・保存義務に違反した者
4. 削除 (2010. 5. 25)

(2) 前項による過怠金は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が賦課・徴収する。

(改正 2010. 6. 4)

(3) 削除 (2010. 5. 25)

(4) 削除 (2010. 5. 25)

(5) 削除 (2010. 5. 25)

[条文改正 2007. 8. 3]

(権限の委任)

第 31 条 この法律による雇用労働部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を地方雇用労働官署の長に委任することができる。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2007. 8. 3]

付則 (法律第 3771 号、1984. 12. 31)

この法律は、1985 年 7 月 1 日から施行する。

付則 (法律第 4234 号、1990. 4. 7)

- (1) (施行日) この法律は、公布した日から施行する。
- (2) (実務修習に対する経過措置) 第 5 条第 1 項の改正規定による実務修習は、この法律の施行以前に労働部令で定める所定の実務教育を履修した者には適用しない。
- (3) (登録に関する経過措置) この法律施行の際に、従前の規定により職務開始許可を受けていた開業労務士は、この法律の第 5 条第 1 項による開業登録をしたものとみなす。

付則 (法律第 5018 号、1995. 12. 6)

- (1) (施行日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 2 号及び第 21 条第 1 項第 2 号の改正規定は公布後 6 カ月が経過した日から、第 12 条の 4 及び第 19 条第 1 項第 6 号の 2 の改正規定は 1997 年 1 月 1 日から施行する。
- (2) (資格に関する経過措置) この法律の際に、従前の第 3 条第 1 項第 2 号の規定により公認労務士の資格を取得していた者は、同号の改正規定にかかわらず、この法律による公認労務士であるとみなす。

付則（法律第 12624 号、2014. 5. 20）

この法律は、公布の日から施行する。

付則（法律第 13898 号、2016. 1. 27）

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布後 3 カ月が経過した日から施行する。

（公認労務士資格試験に関する適用例）

第 2 条 第 3 条の 2 第 5 項の改正規定は、この法律の施行後最初に実施される公認労務士資格試験から適用する。

（禁治産者等に関する経過措置）

第 3 条 第 4 条第 2 号の改正規定による被成年後見人及び被限定後見人については、法律第 10429 号民法の一部改正法律付則第 2 条により禁治産又は限定治産宣告の効力が維持される者が含まれているものとみなす。

付則（法律第 15847 号、2018. 10. 16）

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。